

令和元年 5 月 31 日

## 告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、ワタナベボクシングジム（以下「ワタナベジム」という）のクラブオーナーである渡辺均（ライセンス No.8956）会長を戒告処分とする。

理由： 渡辺均会長は、令和元年 5 月 1 日、東京 後樂園ホールでの日本フェザー級タイトルマッチにおいて、第 8 ラウンド終了後のインターバルに、自身のリングサイドボックスシートから身を乗り出し、スーパーバイザーが集計している採点表を後ろからのぞき見た。

このことはスポーツとしてのボクシングの信用を著しく貶める行為であり当財団は渡辺均会長を戒告処分とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション